

番号：180477

国名：全世界

担当：企画部

件名：イノベーション推進に向けた情報収集・確認調査

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：イノベーション推進

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年1月中旬から2019年3月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.90M/M、現地 1.00M/M、合計 1.90M/M

(3) 業務日数： 国内準備期間 現地業務期間 整理期間  
14日 30日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2018年12月19日（12時まで）

(4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出または郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）  
（いずれも提出期限時刻必着）

2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）  
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月8日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

業務実施の基本方針 16点

業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務実施予定者の経験能力等

類似業務の経験	50点
語学力	15点
その他学位、資格等	15点

(計100点)

類似業務	イノベーション（新規事業の立案・実施、又はそのためのコンサルテーション）にかかる各種業務
対象国／類似地域	全世界*
語学の種類	英語

\* 日本国内における業務経験も、海外での業務経験と同様に重視する。

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：現地業務実施国によっては、イエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要となる場合があります。

6. 業務の背景

世界の産業界は、100年に一度ともいべき歴史的な転換点を迎えており、技術や知的財産だけではなく、人やものづくりさえも瞬時に国境を越えて繋がり合う領域が全ての産業に広がっている。2030年のSDGsの達成に向けて、これまでの途上国や新興国に向けた適正技術の開発や協力に加えて、技術の進展を踏まえた高度なソリューションや最先端の技術等を活用した社会システムのイノベーションが求められる。

JICAの中期目標においても「開発効果の最大化を目指して、ICT等先端技術も活用しつつ、人材育成や経済社会インフラ整備、法・制度構築等、開発途上地域の自立的発展に向けた支援を実施する」ことが掲げられている。

今般、JICAにおいて、開発効果の最大化を目指してスキーム、協力対象、財源、実施方法及び実施体制等、既存の考え方に捉われない新規事業のアイデアを組織内で募集・検討し、採択された事業（案）につき、その実現可能性の検討や事業化を推進することとしている。

上記を踏まえ、JICAのイノベーション推進に向けた取組に関与するとともに、今後の協力事業において具体的にイノベーションを推進していくための情報の整理・分析等を行うために、本調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAと協議・調整しつつ、イノベーションに係る以下の調査・分析を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2019年1月中旬～2月中旬)

JICA及び他ドナー(世界銀行、アジア開発銀行等)のイノベーション推進(イノベーション技術や外部資金の活用事例等)に係る実績・課題・教訓等につき、情報収集を行う。併せて、国内におけるリバースイノベーションの実例について情報収集を行う。

イノベーション推進に向けたJICA内部の提案につき、JICAが取りまとめた結果に対して、専門的見地からの助言・指導等の各種業務を実施する。

優良な事業化候補案件(2-3件程度を想定)が出てきた場合(事業化候補案件はJICAで選定)、事業化に向けて必要な情報収集(国際機関や研究機関等における当該分野の主要な研究実績・論文等の確認・情報整理、当該分野で連携可能性のある企業やNGO等の情報収集(必要に応じて意見交換))等を実施する。

上記を踏まえ、現地調査における調査計画(案)及び調査対象国側関係機関並びに他ドナー機関等に対する質問票(案)(英文)を作成する。

JICA企画部及び関係部等との打合せ等に参加する。

### (2) 現地業務期間(2019年2月中旬～3月中旬)

現地業務の詳細は、事業化候補案件の内容に基づき決定するが、プロポーザル作成段階では、ガーナ及びルワンダにおける発育阻害の課題解決に向けた以下の調査を想定する。既存の協力枠組みにとらわれることなく、これまでにない新しい発想の下に開発課題を解決していくことが重要であり、今次調査では、発育阻害に関し、ガーナ及びルワンダにおいて、民間セクターやNGO等の様々なアクターと協力しながら、発育阻害を解決するための手法を検討する。

なお、調査地域・分野は事業化候補案件の内容次第であるため、プロポーザル評価にあたっては、地域・分野の専門性ではなく、イノベーション(新規事業の立案・実施、又はそのためのコンサルテーション)にかかる専門性を重視する。

調査対象国に所在するJICA事務所との打合せに参加する。

ルワンダにおいて、以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。

ア) 発育阻害の主要要因(栄養摂取、衛生環境、育児環境等)のうち、重点的

に取り組むべき要因（複数）の特定。

イ) 発育障害の解決に向けた政策、施策ならびに分野別戦略、プログラム等( JICA 事務所、関連省庁、機関等からのヒアリング)。

ウ) ( 2 ) ア) で特定された要因の解決に貢献する商品・サービスを提供する現地企業、プログラムを実施する財団・NGO等の具体的な取組み。

エ) 他ドナーにおける関連分野支援状況及びJICAとの連携の可能性。

ガーナにおいて、以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。

ア) 北部地域貧困層対象の政府社会保護事業の基礎情報（事業名、概要、カバー率、予算、課題等）

イ) ガーナ国北部の発育障害の主たる原因及び要素間の因果関係分析（JICA が暫定的に整理し提示する予定）

ウ) 上記のうち、主要問題群（現地にて実施中の JICA 事業と密接に関連するものも含む）に関して、ガーナ国内で解決策を提供できる可能性のある主体（特に民間企業・インクルーシブビジネス）の動向（主体の特定、活動概要、ターゲットとするマーケット、ビジネスステージ、財務状況、社会的パフォーマンス、特徴、比較優位性、課題等）

エ) 北部貧困層向けガーナ政府事業及び JICA 事業との連携可能性の有無、可能な連携形態など。

( 1 ) 、 、 ならびに ( 2 ) 、 の分析結果を取りまとめた上で、今後のガーナ及びルワンダの協力事業におけるイノベーション推進に向けた情報の整理・分析、協力のロードマップ等を作成する。

( 2 ) をもとにした提言ならびに調査結果全般をJICAガーナ事務所及びJICALルワンダ事務所に報告する。

( 3 ) 帰国後整理期間（2019年3月中旬）

事業化候補案件について、上記調査結果を踏まえつつ、実現に向けた実施体制・予算等を検討・分析する。

事業化候補案件の内、アイデアそのものは良いものの未成熟なものについて、更に検討を要する事項やリソースパーソンとなり得る人材・企業等を整理する。

帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、今後のイノベーション推進に向けた提言を含む調査結果を報告する。

業務完了報告書を作成するとともに、JICAによる調査結果の取りまとめに協力する。

## 8．報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地業務結果報告書(和文、英文(要約版)、それぞれ電子データのみ)。  
現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。
- (2) 業務完了報告書(和文、英文(要約版)、それぞれ電子データのみ)。

## 9．見積書作成にかかる留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください)。

なお、現地渡航回数は計2回を想定して見積を提出してください。

航空経路は、日本 ドーハ(カタル) キガリ(ルワンダ) ドーハ(カタル) 日本及び日本 ドバイ(アラブ首長国連邦) アクラ(ガーナ) ドバイ(アラブ首長国連邦) 日本を標準とします。

## 10．特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### 現地業務日程

現地調査期間は2019年2月16日～3月17日を予定しています。

#### 現地での業務体制

本業務に係る現地従事者は、コンサルタトのみです。

#### 便宜供与内容

JICA 現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

なし

#### イ) 宿泊手配

なし

#### ウ) 車両借上げ

なし

#### エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

国内業務時、JICA本部内の執務スペースを提供します。

## (2) 配布資料等

以下の資料をJICA企画部(担当:木村、メールアドレス:

Kimura.Akihiro@jica.go.jp、電話番号:03-5226-9340)から配布します。

・ 事業アイデアの募集要項概要

・ JICA 内部において活動中のイノベーション・タスクフォース関連の資料

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・ タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・ 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

複数従事者の提案禁止

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

### 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行う こととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

### 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

### 国内及び現地業務間のM/Mの配分変更

事業化候補案件の内容次第で、国内及び現地業務間の M/M の配分変更を提案させていただきます場合があります。

以上